

不易流行

～和賀組社長からのメッセージ～

VOL.31 (2018.10.27)

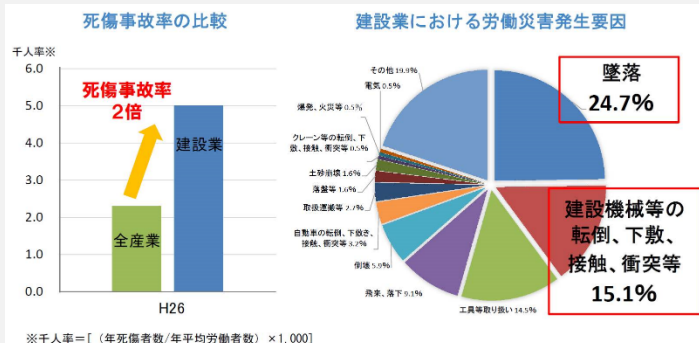
平成30年度スローガン
みんなで目指す顧客感動経営
140年企業としての誇り
～和賀組さんで良かったと言われよう～

株式会社和賀組 代表取締役 和賀幸雄

昭和47年に施行された労働安全衛生法は、労働者の安全と衛生についての基準を定めた法律です。その目的は「職場における労働者の安全と健康を確保」とともに「快適な職場環境を形成する」とされており、その手段は「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」、「責任体制の明確化」、「自主的活動の促進の措置」など総合的、計画的な安全衛生対策を推進することとなっております。また事業者が講じなければならない措置

の対象となる危険として、**機械や設備による危険・墜落や土砂等の崩壊による危険**などが定められています。さらに元請の責務としては**下請け業者に対するの遵法指導及び法令違反に対する是正指示などの義務規定**が設けられています。簡単に言うと、会社は安全に作業させるために基準を定め法令違反の無いように社員や下請けを指導しなければならないということになります。違反があった場合は労働基準監督署の捜査があり、業務上過失致傷の疑いがあれば警察の捜査対象ということになります。また安全衛生法上では最終的な措置を講ずべきは会社であるという考え方で、現場所長だけではなく会社にも責任が課されるということになります。また業務上過失致死傷罪は「非常に危険なことをしたが事故が発生しなかった」場合には成立しませんが、安全衛生法はたとえ労働災害が発生していなくても違反行為として処罰されます。

新聞報道等で皆さんご承知の事とは存じますが、今月初めに同業他社の現場で、墜落による協力会社作業員の死亡事故が発生しました。まだ捜査の最終結論は出ていないようですが、本人の無念さ、ご家族の失意と悲しみは察するに余りあり、家族同然の社員を失った会社にとってはまさに痛恨に極みであったろうと拝察いたします。「安全は全てに優先する」ことは今更言うまでもない事と思われるかもしれませんが、今一度当社に関わっておられるすべての皆さんに、「**愚直なまでに安全に取り組んでほしい**」と申し上げます。また繰り返述べている「**健康経営**」への取組は、その根底に「**安全経営**」が確立されているということが大前提であり、今後も会社として妥協無く安全管理に努めて参ります。



全国まるごとどんエキスポ

9月29-30日、当社もスポンサーとして協力しております第8回どんエキスポが開催されました。今年のグランプリは名古屋きしめんでした。

R+ハウス全国大会

10月23日品川プリンスホテルにて開催されました。今年もグランプリは熊本のロジックさんでした。事例紹介では5社の取組が紹介され大変刺激にまた参考になりました。近い将来当社も登壇できるものと確信しております。一万棟達成も現実味を帯びて来たようです。

秋田さきがけ新聞に載りました

10月24日、さきがけ新聞24面に当社の健康経営への取組が紹介されておりました。2次検診にまだ行っていない方、特別休暇を使って早く受診してください。